

令和6年度アクセラレーションプログラム (顧客獲得実践支援事業) 実践支援フェーズ 募集要項

申請受付期間			
令和6年10月1日(火) ～ 令和6年10月15日(火)			
申請方法			
<p>申請にあたっては、次の1～2を申込フォームより提出してください (1・2の詳細は本募集要項P13～27「4. 申請方法(実践支援フェーズ)」をご確認のうえ、お申込みください)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 必要書類 <p>◆申込フォーム： https://forms.gle/tidvbd5aHSPNqNvs7</p> <p>なお、申請書は以下のHPからダウンロードできます。 ◆URL：https://startup-station.jp/m3/acceleration_program_preparation_support/</p>			
問い合わせ先			
担 当	公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課 アクセラレーションプログラム事務局		
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟3階		
事業HP	https://startup-station.jp/m3/acceleration_program_preparation_support/		
T E L	03-5220-2000	E-mail	acceleration-program@tokyo-kosha.or.jp

目次

1	事業目的	3
2	事業内容	3
3	申請要件	11
4	申請方法(実践支援フェーズ)	13
5	支援事業者の決定	28
6	注意事項	30
7	申請に際して提出された情報の取扱いについて	31
	【支援対象外業種一覧】	32

1 事業目的

アクセラレーションプログラム（以下、「本事業」という。）は、TOKYO 創業ステーションのプランコンサルティングを受けて作成した事業計画を有する創業初期の起業家に対して、顧客ニーズの検証や販路開拓を実践的に行う機会を提供し、事業計画の精度を高めるとともに、その実行に要する経費の助成等を支援します。本事業の活用により、販路開拓等の経営課題の解決を図っていくことを目的としています。

2 事業内容

本事業では、「準備支援フェーズ」、「実践支援フェーズ」、「ハンズオン支援フェーズ」の3つのフェーズを設け、経営面や販路開拓等に向けた段階的な支援を実施します。

なお、各支援フェーズの利用にあたっては、別途、申請が必要となり、それぞれの支援フェーズ毎に審査を行います。「実践支援フェーズ」、または「ハンズオン支援フェーズ」のみの申請はできませんので、ご注意ください。

また、本事業においては、必要に応じた助成金支援を実施しますが、助成金を申請するには、「ハンズオン支援フェーズ」に採択され、その支援を受ける必要がありますのでご注意ください。

(1) 事業スキーム

事業の流れ	支援内容	支援対象
申請・審査		
準備支援フェーズ 【現状・課題の把握】	<ul style="list-style-type: none">・経営相談（事業計画更新）・交流会・販路開拓セミナー 等	<ul style="list-style-type: none">・プランコンサルティング終了者・都内で創業している中小企業者等
申請・審査		
①実践支援フェーズ 40社 【ノウハウ習得と実践】	<ul style="list-style-type: none">・経営相談（事業計画の精度向上）・実践ワークショップ・専門家派遣（顧客ニーズ収集）等	<ul style="list-style-type: none">・準備支援フェーズの支援対象者・準備支援フェーズのセミナー視聴者等
申請・審査		
②ハンズオン支援フェーズ 15社 【仮説検証・販路開拓の実施】	<ul style="list-style-type: none">・経営相談（事業計画の検証・改善）・専門家派遣（顧客ニーズ収集）・営業相談・セミナー・費用助成（販路開拓等の費用の一部）等	<ul style="list-style-type: none">・実践支援フェーズの支援対象者等

※ 本申込は「① 実践支援フェーズ」（赤点線）の申請となります。

※ 「② ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては、別途、申請いただき、審査に採択される必要があります。

※ スケジュールの詳細は P10 「(3) スケジュール」をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの内容

①実践支援フェーズ

項目	詳細
概要	<p>経営相談やワークショップ、専門家派遣等を通じて、精緻な事業計画・営業計画等の策定や実践に向けた支援を実施します。</p> <p><u>※本募集要項に必須の記載があるプログラムは、原則すべての受講が必要です。ただし、事務局がやむを得ないと判断する理由で欠席した場合は、この限りではありません。</u></p>
主な申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・準備支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ・準備支援フェーズの販路開拓セミナーを、1本以上視聴していること <p>※詳細は、P11「3 申請要件」を必ずご確認ください。</p>
申請期間	令和6年10月1日(火)から令和6年10月15日(火)まで
支援期間	令和6年10月30日(水)から令和7年1月22日(水)まで
支援規模	40件
費用	無料
<p>【支援内容】</p> <p>経営相談 (必須)</p>	<p>〈概要〉 準備支援フェーズで更新した事業計画書の精度向上や営業計画書、資金計画書の作成についてプランコンサルタントが助言します。また、実践支援フェーズで行う検証結果の分析を踏まえたKPIの設定や販路開拓の効果測定のアドバイスも行います。</p> <p>〈相談日程〉 令和6年11月5日(火)～令和7年1月20日(月) ※各回の具体的な日時は、実践支援フェーズの審査を通過した事業者にお知らせします。なお、やむを得ず出席が難しい場合は、事務局までご連絡ください ※プランコンサルタント及び相談日時の指定はできませんので、ご了承ください ※プランコンサルタントの相談日はP.5「■実践支援フェーズ経営相談日程表」をご確認ください</p> <p>〈相談回数〉 原則6回(1回45分以内) ※毎月2回程度の頻度で実施します。</p> <p>〈注意事項〉 ・担当するプランコンサルタントは、支援対象事業者の希望と審査結果等に基づき、事務局が決定します。</p>
<p>実践ワーク ショップ (交流会) (必須)</p>	<p>〈概要〉 顧客ニーズの検証や販路開拓の具体的な実施方法等の実践的なワークショップ(全4回)を、マーケティングの専門家が実施します。宿題として、顧客ニーズの検証にも取り組んでいただきます。 ※交流会予定(第1回ワークショップ終了後)</p> <p>〈日程・テーマ(予定)〉 第1回: 令和6年11月1日(金)[仮説の構築方法と検証の手法] 第2回: 令和6年11月12日(火)、11月14日(木)、11月18日(月)、11月22日(金)、11月25日(月)のうちいずれか1日[仮説の発表とフィードバック] 第3回: 令和6年12月13日(金)[認知獲得に向けた媒体選定] 第4回: 令和7年1月9日(木)、1月10日(金)、1月14日(火)、1月16日(木)、1月17日(金)のうちいずれか1日[検証結果の発表と適切な経営判断に向けたフィードバック]</p>

	<p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回・第4回は、支援対象事業者の希望に基づき、事務局が受講日を調整します。ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ・実践ワークショップの日程表はP6「■実践ワークショップ日程表」をご確認ください。
<p>専門家派遣等 (任意)</p>	<p>〈概要〉 専門家派遣等により、顧客ニーズの収集に係る機会や情報を提供します。</p> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用回数は、上限3回となります。 ・利用可能時期については事務局よりお知らせします。

■実践支援フェーズ経営相談日程表

各相談日の相談枠は、プランコンサルタントごとに1日4枠設けます。ご希望のプランコンサルタントを第3希望まで、申請フォームよりご回答ください。各企業の担当プランコンサルタント及び相談日時は、審査に通過した後お知らせします。

(開始時間：①10：00～ ②11：00～ ③13：00～ ④14：00～)

※プランコンサルタント及び相談日時の指定はできませんので、ご了承ください。

プランコンサルタントの経歴や得意業種などは、ホームページをご覧ください。

プランコンサル タント	相談日					
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
雨宮	11/6(水)	11/20(水)	12/4(水)	12/18(水)	1/8(水)	1/15(水)
五十嵐	11/8(金)	11/22(金)	12/6(金)	12/20(金)	1/10(金)	1/17(金)
大江	11/5(火)	11/19(火)	11/29(金)	12/17(火)	1/6(月)	1/14(火)
加藤	11/7(木)	11/21(木)	12/5(木)	12/19(木)	1/9(木)	1/16(木)
苜谷	11/7(木)	11/21(木)	12/5(木)	12/19(木)	1/9(木)	1/16(木)
北村	11/6(水)	11/13(水)	12/4(水)	12/18(水)	1/8(水)	1/15(水)
坂田	11/13(水)	11/27(水)	12/11(水)	12/25(水)	1/8(水)	1/15(水)
菅生	11/5(火)	11/19(火)	12/3(火)	12/17(火)	1/7(火)	1/14(火)
高橋	11/8(金)	11/20(水)	12/6(金)	12/20(金)	1/10(金)	1/17(金)
洞口	11/11(月)	11/18(月)	12/9(月)	12/24(火)	1/6(月)	1/20(月)

■実践ワークショップ日程表

回	A 日程	B 日程	C 日程	D 日程	E 日程
第 1 回	11/1(金) 10:00~13:00				
第 2 回	11/12(火) 13:00~ 16:00	11/14(木) 13:30~ 16:30	11/18(月) 13:30~ 16:30	11/22(金) 10:00~ 13:00	11/25(月) 18:00~ 21:00
第 3 回	12/13 (金) 10:00~13:00				
第 4 回	1/14(火) 13:00~ 16:00	1/16(木) 13:30~ 16:30	1/9(木) 13:30~ 16:30	1/10(金) 10:00~ 13:00	1/17(金) 18:00~ 21:00

《ワークショップ講師》

回	日程	講師
第 1 回 第 3 回	全日程共通	スタートアップ・ブレイン株式会社 代表 堤 孝志氏
第 2 回 第 4 回	A 日程	合同会社クレイジーコンサルティング 代表 酒井 勇貴氏
	B 日程	アイプランニング 代表 雨宮 泉美氏
	C 日程	アヴニール・ワークス株式会社 代表 北村 弘司氏
	D 日程	スタートアップ・ブレイン株式会社 代表 堤 孝志氏
	E 日程	東洋大学大学院 経営学研究科特任教授 岩岡 博徳氏

② - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】(予定)

項目	詳細	
概要	<p>経営相談や専門家派遣、マーケティング相談、セミナー等を通じて、事業計画の検証や実施を支援します。また、必要に応じて、販路開拓等に要する費用の一部を助成いたします。</p> <p>※ハンズオン支援フェーズでは、支援対象事業者の事業計画に合わせて、スモールビジネス型（以下、「SB型」という。）とスタートアップ型（以下、「SU型」という。）の2つのタイプの支援を実施します。募集要項は、実践支援フェーズ支援対象決定後にお知らせします。</p>	
主な申請要件	<p>実践支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ※詳細は、P11「3 申請要件」を必ずご確認ください。</p>	
申請期間	<p>令和7年1月17日(金)から令和7年1月27日(月)まで</p> <p>※ハンズオンフェーズ申請時に、SB型とSU型を併願申請できます。重複して支援を受けることはできないため、両方に採択された場合は、どちらか一方をお選びください。 ※SB型及びSU型で、支援期間や助成金の上限額等が異なります。自社の事業計画に適した方を選択してください。</p>	
費用	無料	
区分	SB型（スモールビジネス型）	SU型（スタートアップ型）
定義	既存の市場において、長期的な視点で着実な成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援	革新的なアイデアによって新規市場を形成し、短期的な急成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援
支援期間	令和7年2月17日(月)から 令和7年10月下旬頃まで	令和7年2月17日(月)から 令和8年10月下旬頃まで
支援規模	10件	5件
【支援内容】 経営相談 (必須)	<p>〈概要〉 実践支援フェーズで策定した事業計画書等に基づき、ハンズオン支援フェーズでの取組について、プランコンサルタントが検証・改善の助言を行います。</p> <p>〈相談日程〉 各回の具体的な日時は、実践支援フェーズの審査を通過した事業者にお知らせします。</p> <p>〈相談回数〉 ・SB型 原則12回（1回45分以内） ・SU型 原則36回（1回45分以内） ※毎月1回～2回程度の頻度で実施します</p> <p>〈注意事項〉 原則、実践支援フェーズと同じプランコンサルタントが支援します。</p>	
専門家派遣等 (任意)	<p>〈概要〉 専門家派遣等により、顧客ニーズの収集に係る機会や情報を提供します。</p> <p>〈注意事項〉 ・利用回数には、SB型・SU型それぞれ上限があります。</p>	
マーケティング 相談 (任意)	<p>〈概要〉 各支援事業者の状況に応じた仮説検証の実施方法や検証結果の確認、精緻な営業計画書の策定・実行等についてマーケティングの専門家が助言します。</p> <p>〈相談回数〉 利用回数には、SB型・SU型それぞれ上限があります。</p>	

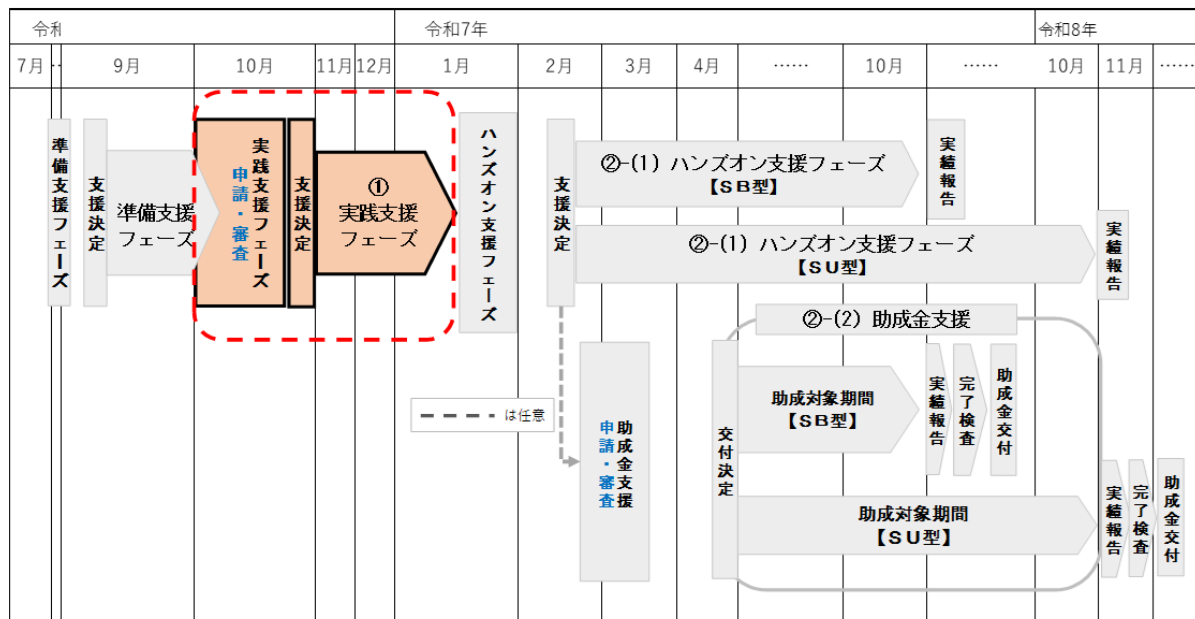
セミナー (必須)	〈概要〉 SB型またはSU型に適した営業プレゼンツールの作成に役立つセミナーを各1回開催します。
助成金支援 (任意)	〈概要〉 任意で申請可能。詳細は、P8「② - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】」を確認ください

② - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】(予定)

項目	詳細	
概要	<p>専門家と共に設定した仮説検証及び販路開拓のKPIの達成及び営業計画書の実行に関する取組に係る費用の一部を助成します(任意申請)。なお、ハンズオン支援フェーズの支援事業者に対する助成金のため、ハンズオン支援を受けず、助成金のみを申請することはできません。</p> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の募集要項や申請書等は、ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】支援対象決定後にお渡しします。 ・助成金は後払いであり、公社が適当と認めた経費についてのみ助成します。 ・創業助成事業の交付決定を受けた方でも、申請できます。ただし、同一の経費で助成を受けることはできません。 	
主な申請要件	ハンズオン支援フェーズに申請し、支援対象となっていること	
区分	SB型(スモールビジネス型)	SU型(スタートアップ型)
助成金額	300万円	1500万円
助成対象期間	令和7年4月下旬～最長6か月	令和7年4月下旬～最長18か月
助成率	助成対象と認められる経費の1/2以内	
申請期間	令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで	
交付決定日	令和7年4月下旬(予定)	
期の設定	<p>助成事業の進展具合によって助成対象期間を区切り、「期」を設けることができます。期が設定された場合には、期ごとに完了検査を行い、都度助成金を交付します。</p> <p>期は6か月以上の期間として、事業期間を通じて3期を上限とします。</p>	
助成対象経費 (直接人件費に上限額を設定する予定です)	仮説検証費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析について、これを生業とする業者に依頼する費用
	設備等導入費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析、並びに、調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり必要な設備・備品・ソフトウェアを購入・リース・レンタルする費用
	テストマーケティング費	テストマーケティング(製品・サービスの試験販売及び貸与)のために、会場(店舗家賃は除く)及び備品をレンタルする費用、並びに自社から会場間の備品輸送に係る経費
	委託外注費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査に必要なプロトタイプの製作や調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり、自社内で直接実施不可能な業務を外部の事業者等に依頼する経費
	原材料・副資材費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査に必要なプロトタイプの製作や調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり、直接使用し消費する、原料・材料・副資材等を購入する経費
	展示会等参加費	展示会等参加に要する以下の経費 (1) 出展小間料

	<p>展示会・見本市に係る出展小間料（オンライン展示会も含む）</p> <p>(2) 資材費 小間内の装飾費、出展に必要な資材費（ポスター・パネル作成）、備品・機器等のリース代、会場での光熱水費</p> <p>(3) 輸送費 展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費</p>
広告費	<p>(1) 広告物の製作に要する経費（パンフレット、PR 映像、WEB ページ等）</p> <p>(2) 広告の掲載に要する経費（新聞・雑誌・WEB 等）</p>
EC サイト出店初期登録料	申請者名義で自ら運営者と契約し、出店する場合の初期登録料
直接人件費	本助成事業の実施に直接従事した主な社員・役員の人件費 (SB 型：上限 100 万円、SU 型：上限 600 万円)

(3)スケジュール(予定)



準備支援フェーズ

- ア 申請期間：令和6年7月30日（火）から令和6年9月6日（金）まで
- イ 支援決定：令和6年9月上旬
- ウ 支援期間：令和6年9月17日（火）から令和6年10月11日（金）まで

① 実践支援フェーズ

- ア 申請期間：令和6年10月1日（火）から令和6年10月15日（火）まで
- イ 支援決定：令和6年10月下旬
- ウ 支援期間：令和6年10月30日（水）から令和7年1月22日（水）まで

② - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】

- ア 申請期間：令和7年1月17日（金）から令和7年1月27日（月）まで
- イ 支援決定：令和7年2月14日（金）
- ウ 支援期間：【SB型】 令和7年2月17日（月）から令和7年10月下旬まで
【SU型】 令和7年2月17日（月）から令和8年10月下旬まで

② - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】

- ア 申請期間：令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）まで
- イ 支援決定：令和7年4月下旬
- ウ 助成対象期間：【SB型】 令和7年4月下旬～最長6か月
【SU型】 令和7年4月下旬～最長18か月

3 申請要件

申請にあたっては次の(1)～(5)の全ての要件を満たす必要があります。また、支援対象期間が終了するときまで、原則、申請要件を満たしている必要があります。

- (1) プランコンサルタント終了証の発行を受けていること
 ※終了証の発行日は令和6年6月30日以前であること
 ※プランコンサルティング初回の相談日時点において、創業後5年未満であったこと
 ※プランコンサルタントの終了者が、登記簿謄本上に記載の役員に就任している法人または個人事業主等の中小企業者等であること
- (2) 以下のいずれかに該当する法人または個人であること
 ア 令和6年9月6日時点で、法人登記を行ってから10年未満の法人
 本店（土業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業を行っている本店（土業法人の方は主たる事務所）が実在していること。
 イ 令和6年9月6日時点で、税務署へ開業の届出を行ってから10年未満の個人事業主の方
 納税地と主たる事業所等が都内に実在しており、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われていること。
- (3) 次のア～ウのいずれかに該当するもの。
 ア 中小企業者（会社法に規定される会社または土業法人、個人事業主）
 以下に該当する事業者で、大企業(※1)が実施的に経営に参画(※2)していない者

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

※1 「大企業」とは、前記中小企業者に該当する以外の者で、事業を営む者。

ただし、次に該当する者は除く。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で、発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、所有又は出資している。
- ・大企業が複数で、発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を、大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

イ 企業組合、協業組合

ウ 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(4) 支援対象外業種一覧 (P.32) に該当しないこと

(5) 次のア～サの全てに該当するもの

- ア テストマーケティング等の顧客ニーズの検証を実施できる、製品・サービス、又は、そのプロトタイプを有していること
- イ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるプログラムは、原則、全日程受けられる体制と意欲を持っていること
- ウ 同一の役員が就任する複数の法人、または同一の個人による複数の申請でないこと
- エ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- オ 本事業の支援事例の取材や公開に協力できること
- カ 事業税等を滞納（分納）していないこと
- キ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ク 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- ケ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- コ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること
- サ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業者または事業ではないこと
- シ その他、公的支援先として適切でないと判断されないこと

4 申請方法(実践支援フェーズ)

本申請は「実践支援フェーズ」へのお申込みとなります。次のフェーズである「ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては別途申請を行っていただき、審査に採択される必要がありますのでご注意ください。

(1) 申請方法

申請にあたっては、次の1～2を申込フォームより提出してください

(1～2の詳細は本募集要項P13～P27「4 申請方法(実践支援フェーズ)」をご確認のうえ、お申込みください)

- 1 申請書
- 2 必要書類

審査結果は合否に関わらず、10月下旬にメールでお送りいたします。

申込フォーム URL : <https://forms.gle/tidvbd5aHSPNqNvs7>

申請書は以下のHPからダウンロードできます。

◆URL : https://startup-station.jp/m3/acceleration_program_preparation_support/

(2) 申込締切

令和6年10月15日(火)まで

(3) 留意事項

- ① 申請フォームについては、申請後の加筆・修正等できません。
- ② 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ③ 提出いただいた申請書類は、採択の可否に関わらず返却いたしません。
- ④ 申請に係る経費は申請者の負担となります。
- ⑤ 申請書は日本語でご作成ください。

(4) 申請書の作成

以下の留意事項を確認のうえ、申請書を作成してください。

申請書作成の留意事項

令和6年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）

実践支援フェーズ申請前確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する、令和6年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）実践支援フェーズに申請するにあたり、次の(1)～(5)の要件をすべて満たすことを確認しました。

記載された要件をすべて満たすことを確認してください。

- (1) 令和6年6月30日以前に、プランコンサルタント終了証
 - ※プランコンサルティング初回の相談日時点において、創業後5年未満であったこと
 - ※プランコンサルタントの終了者が、登記簿謄本上に記載の役員に就任している法人または個人事業主等の中小企業者等であること

- (2) 以下のいずれかに該当する法人または個人であること
 - ア 令和6年9月6日時点で、法人登記を行ってから10年未満の法人
 - イ 令和6年9月6日時点で、税務署へ開業の届出を行ってから10年未満の個人事業主の方

- (3) 次のア～ウのいずれかに該当するもの。
 - ア 以下に該当する中小企業者（会社法に規定される会社または士業法人、個人事業主）で、大企業が実施的に経営に参画していない者

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

- イ 企業組合、協業組合
- ウ 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(4) 実践支援フェーズ募集要項 (P.32) の支援対象外業種一覧に該当しないこと

(5) 次のア～サの全てに該当するもの

- ア テストマーケティング等の顧客ニーズの検証を実施できる、製品・サービス、又は、そのプロトタイプを有していること
- イ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるプログラムは、原則、全日程受けられる体制と意欲を持っていること
- ウ 同一の役員が就任する複数の法人、または同一の個人による複数の申請でないこと
- エ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- オ 本事業の支援事例の取材や公開に協力できること
- カ 事業税等を滞納（分納）していないこと
- キ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ク 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- ケ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- コ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること
- サ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業者または事業ではないこと
- シ その他、公的支援先として適切でないと判断されないこと

アクセラレーションプログラム実践支援フェーズ申請期間（10月1日～10月15日）を記入してください。

令和 年 月 日

代表者名 _____

アクセラレーションプログラム実践支援フェーズ申請期間（10月1日～10月15日）を記入してください。

令和6年 月 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長 殿

・所在地は、登記簿謄本の住所を記載してください。

（個人事業主の方）

代表者氏名、所在地（住所地）をご記入ください。

（法人の方）

法人名、代表者氏名、登記上の所在地をご記入ください。

〒

所在地

法人名

代表者氏名

令和6年度アクセラレーションプログラム（顧客開拓実践支援事業）

実践支援フェーズ申請書

令和6年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）実践支援フェーズに、下記のとおり申請します。

記

申請書の枠に収まらない場合は、適宜広げてください。

1 申請理由

（1）本プログラムの支援を希望する理由

現在の経営課題と本プログラムに申請した理由を記載してください。

（2）本プログラムを通じて取り組みたいこと

（1）の経営課題に対して本プログラムを通じて、取り組みたい内容について記載してください。

2 企業概要

創業年月日	年 月 日					
決算月	月					
主たる業種	募集要項 P.25 の日本標準産業分類(中分類)から選択してください。					
事業概要 (全ての事業を記載してください。)	募集要項 P.25 の日本標準産業分類(中分類)をご参照いただき、概ね該当する業種を一つ選択してください。					
主たる取扱商品・サービス						
資本金又は出資金及び株主又は出資者 (法人のみ記載)	株主又は出資者の内訳 ★金額、大企業であるかを含め、全員についてご記入ください★ (欄が不足する場合は、適宜行を追加してください)					
	株主名 又は出資者名	株式数 (株式会社の 場合のみ)	金額	大企業であるか (該当する 場合は○)		
	大企業(中小企業者に該当しない方)が単独で出資総額の1/2以上を所有するなど、「みなし大企業」に該当する場合は、申請できません。					
	円					
	資本金又は出資金の総額及び株主又は出資者の総数 (=上記内訳の合計)					
	千円		名			
(うち大企業からの出資： 千円)		(うち大企業からの出資： 名)				
全役員の 役職及び氏名 (法人のみ記載)						
従業員数等 ■法人は役員数と 従業員数を記入 ■個人事業主は従 業員数のみ記入	内訳	役員 理事	常勤	人	非常勤	人
		従業員	正社員	人	パート・ アルバイト	人
	常時使用する従業員		人			
主要取引先						
事業に要する許認可・免許等 (取得状況も記載)						

3 代表者について

<p>(1) 創業動機 創業の動機や経緯を記載してください。</p>		
<p>(2) 経営理念・ビジョン 経営理念や事業を通じて成し遂げたいことを記載してください。</p>		
<p>代表期間には「個人事業主として事業を行っていた期間」または「法人の代表をしていた期間」を記入してください。</p>		
<p>(3) 代表者の経歴 代表者の経歴を時系列で記載してください。</p>		
所属先	所属期間	うち代表期間
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
<p>(4) 代表者の強みと弱み これまでの経験等を踏まえて、代表者の強み（技術やノウハウ、ネットワーク等）や弱みを記載ください。弱みについてはその補強方法を記載してください。</p>		

4. 事業内容

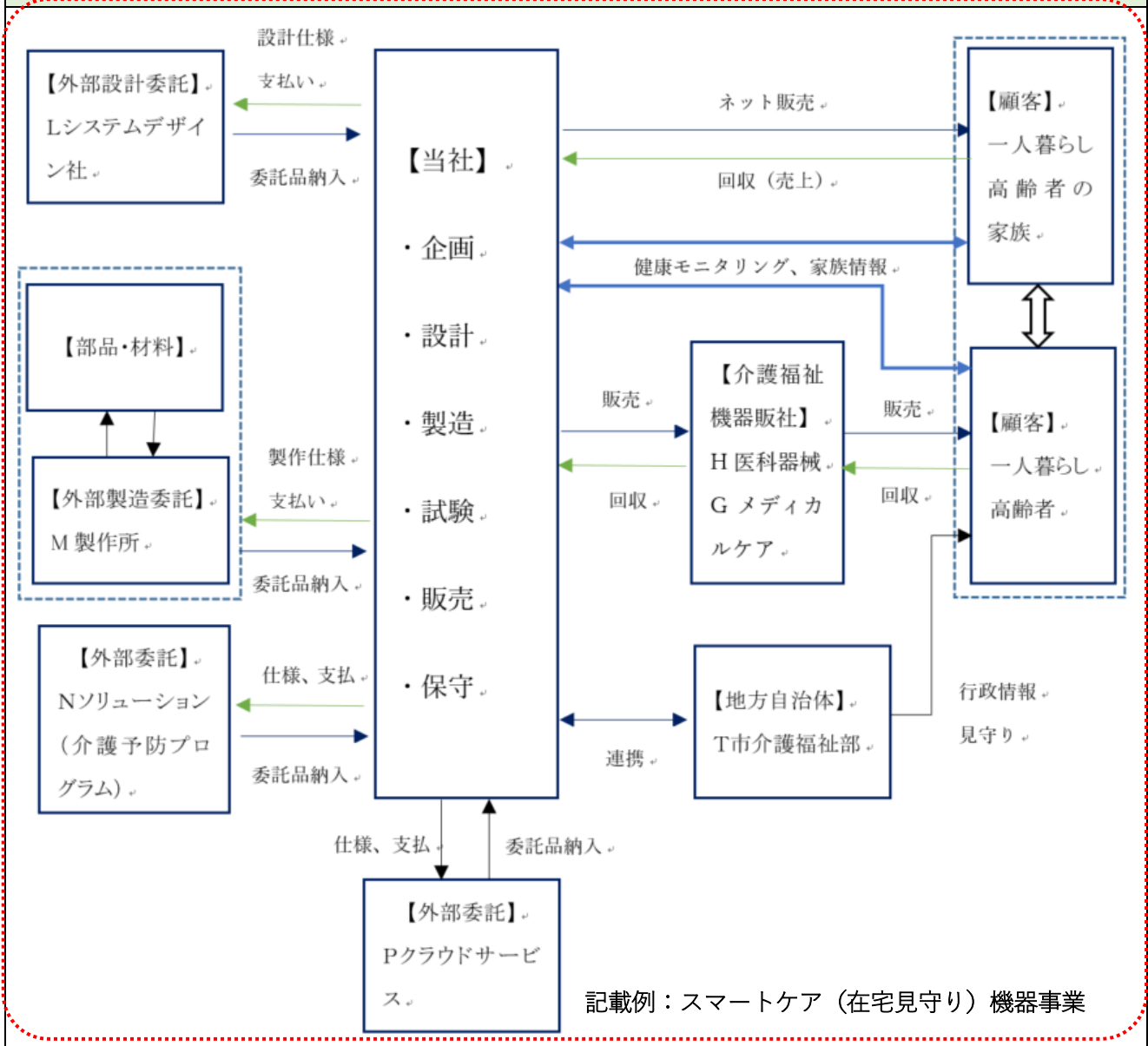
(1) 事業内容

すべての事業について、提供する商品・サービスの特徴や強みを含めて記載してください。

(2) 事業の全体図

すべての事業の商流・物流を記載してください。

※自社及び、ビジネスに関連する企業（顧客、流通業者、原材料供給業者、外注先、設計・開発業者他）等の関係を図示し、事業の全体像を説明してください。また、同時に、カネ・モノ（製品・サービス）・情報の流れを図示してください。



(3) 想定されるリスクとその回避方法
(4) (1) に記載した事業の内、「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」を記載してください。 ※本項目は、(1)に記載した事業が、複数の事業がある場合に記載してください。

5. 市場

「本プログラムで、顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」に関して、対象市場の詳細を記載してください。

(1) 市場の概要 対象市場の規模、特徴、成長性を記載してください。
(2) 想定顧客 想定する具体的な顧客像や、その顧客が抱える課題を記載してください。
(3) 競合他社 競合他社の概要について記載し、競合他社に対する自社の差別化要因、優位性、自社製品・商品・サービスが選ばれる理由を記載してください。

6. 販売実績

(1) 今期の売上実績

① 今期全体売上高（実績）と、②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の今期売上高（実績）を記載してください。

※前期の決算から令和6年9月末までの売上を記載してください。

※月次決算の金額を記載してください。

※①と②が同一の場合は、②には①と同額を記載してください。

① 今期全体売上高（実績）

_____ 円 （令和 年 月～令和6年9月末）

②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の今期売上高（実績）

_____ 円 （令和 年 月～令和6年9月末）

③ ②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の売上内訳（主要販売先）

販売先名	商品・サービス	売上高(円)
		円
		円
		円

(2) 前期の売上実績

①前期の全体売上高（実績）と、②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の前期売上高（実績）を記載してください。

※前期の決算時点の売上高を記載してください。

※個人事業主は令和5年1月～令和5年12月までの売上高を記載してください。

※①と②が同一の場合は、②には①と同額を記載してください。

① 前期全体売上高（実績）

直近2期の間、個人事業主から法人成りした場合は、個人事業主であった頃の売上も含めた金額を記載してください。

② 「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の前期売上高（実績）

_____ 円 （令和 年 月～令和 年 月末）

③ ② 「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の売上高内訳（主要販売先）

販売先名	商品・サービス	売上高(円)
		円
		円
		円

7. 販売戦略

(1) 今後の売上計画

①全体の売上高（計画）と、②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の売上高（計画）を記載してください。

※今期と来期の売上高（計画）を記載してください。

※①と②が同一の場合は、②には①と同額を記載してください。

① 全体の売上高（計画）

今期	円	（	年	月～	月）
来期	円	（	年	月～	月）

② 「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の売上高（計画）

今期	円	（	年	月～	月）
来期	円	（	年	月～	月）

③ ②「本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」の売上高（計画）内訳（主要販売先）

販売先名	商品・サービス	時期	販売単価 (円)	販売数量 (個)	販売高(円)
		今期			
		来期			
		今期			
		来期			
		今期			
		来期			

「本プログラムで、顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業」について、下記を記載してください。

(2) 売上拡大に向け、既に行っているマーケティング上の取り組み
(3) 今後の売上計画の実現に向けた課題 ※(1)の売上計画の実現に向けた課題を記載してください。
(4) 今後、売上計画実現に向けて実施を考えている取り組み ※(1)の売上計画の実現に向け、今後、実施を考えているマーケティング上の取り組みを記載してください。

日本標準産業分類一覽(中分類)

平成25年10月改定

大分類名	中分類名	大分類名	中分類名
A 農業, 林業	農業	I 卸売業, 小売業	各種商品卸売業
	林業		繊維・衣服等卸売業
B 漁業	漁業(水産養殖業を除く)		飲食料品卸売業
	水産養殖業		建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業, 採石業, 砂利採取業		機械器具卸売業
D 建設業	総合工事業		その他の卸売業
	随別工事業(設備工事業を除く)		各種商品小売業
	設備工事業		織物・衣服・身の回り品小売業
E 製造業	食料品製造業		飲食料品小売業
	飲料・たばこ・飼料製造業		機械器具小売業
	繊維工業		その他の小売業
	木材・木製品製造業(家具を除く)	無店舗小売業	
	家具・装備品製造業	J 金融業, 保険業	銀行業
	パルプ・紙・紙加工品製造業		協同組織金融業
	印刷・同関連業		貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	化学工業		金融商品取引業, 商品先物取引業
	石油製品・石炭製品製造業		補助的金融業等
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
	ゴム製品製造業	K 不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業
	なめし革・同製品・毛皮製造業		不動産賃貸業・管理業
	窯業・土石製品製造業		物品賃貸業
	鉄鋼業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	非鉄金属製造業		専門サービス業(他に分類されないもの)
	金属製品製造業		広告業
	はん用機械器具製造業		技術サービス業(他に分類されないもの)
	生産用機械器具製造業	M 宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業
	業務用機械器具製造業		飲食店
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		持ち帰り・配達飲食サービス業
	電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	情報通信機械器具製造業		その他の生活関連サービス業
	輸送用機械器具製造業		娯楽業
	その他の製造業	O 教育, 学習支援業	学校教育
			その他の教育, 学習支援業

F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	P 医療、福祉	医療業
	ガス業		保健衛生
	熱供給業		社会保険・社会福祉・介護事業
	水道業		
G 情報通信業	通信業	Q 複合サービス事業	郵便局
	放送業		協同組合（他に分類されないもの）
	情報サービス業	R サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業
	インターネット附随サービス業		自動車整備業
	映像・音声・文字情報制作業		機械等修理業（別掲を除く）
	職業紹介・労働者派遣業		
	その他の事業サービス業		
H 運輸業、郵便業	鉄道業		政治・経済・文化団体
	道路旅客運送業		宗教
	道路貨物運送業		その他のサービス業
	水運業		外国公務
	航空運輸業		
	倉庫業	S 公務（他に分類されるものを除く）	国家公務
	運輸に附帯するサービス業		地方公務
	郵便業（信書便事業を含む）	T 分類不能の産業	分類不能の産業

※詳細につきましては、総務省統計局の日本標準産業分類に関するホームページをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

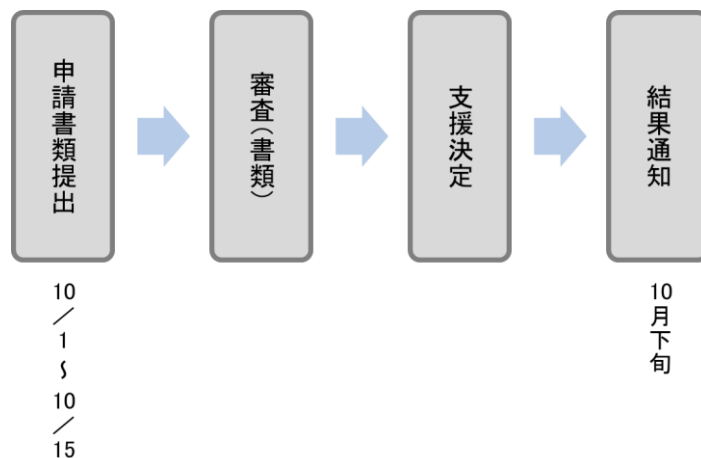
(5) 必要書類

	必要書類名	詳細
1	履歴事項全部証明書の写し または 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	《法人》 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの） 《個人事業主》 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
2	決算報告書の写し （直近2期分） または 青色申告決算書等の写し （直近2期分）	《法人》 決算報告書の写し（直近2期分） 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 《個人事業主》 青色申告決算書等の写し（直近2期分） ・白色申告の場合：収支内訳書 ・青色申告の場合：青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表） （上限10万円の控除にて青色申告の場合は、貸借対照表の提出は不要） ※ 直近1期分の決算報告書または青色申告決算書等の写しのみ提出すればよい方 ・申請時点で1期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいる2期目の法人の方、個人事業主の方 ※ 決算報告書または青色申告決算書等の写し等の提出が不要な方 ・申請時点で1期目の法人の方・個人事業主の方 ・申請時点で確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいない2期目の法人の方

5 支援事業者の決定

(1) 支援決定までの流れ

① 実践支援フェーズ



ア スケジュールは変更になる場合がございます。

イ 審査結果は、支援決定後にメールにてお知らせします。

ウ 審査は非公開で開催され、審査及びその結果に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますことを予めご了承ください。

エ 実践支援フェーズ以降のスケジュールは、P10 をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの審査基準

各支援フェーズの申込時に提出した申請書と必要書類に基づいて、審査を実施します。

■審査基準

フェーズ	審査項目
実践支援 フェーズ	<p>《形式審査》 P.11「3. 申請要件」の申請要件を満たしているか</p> <p>《書類審査》</p> <p>① 支援の必要性 ・本事業の目的に合致しているか ・本事業への取組意欲を有しているか</p> <p>② 事業計画の優秀性 ビジネスモデルが、競争優位性のある差別化要素（新規性）を有しているか</p> <p>③ 市場性 対象市場の規模、特徴、ニーズ等の現状を認識しているか</p> <p>④ 経営者の資質 経営者は、事業に活かせる経験やノウハウ、ネットワーク等を有しているか</p>
ハンズオン支援 フェーズ	<p>① 支援の必要性 ・本事業への取組意欲を有しているか ・本事業の活用が事業成長につながるか</p> <p>② 事業計画の優秀性 ・自社の強み・弱みとその補強方法が明確になっているか ・経営方針（経営理念やビジョン等）が明確になっているか</p> <p>③ 市場性 ・自社の製品・サービスについて市場ニーズが見込まれるか ・新しい価値、市場の創造を期待できるか(SU型のみ)</p> <p>④ 妥当性 ・販路開拓に係る必要な資金を調達できる見込みがあり、事業継続が可能な収支計画となっているか ・販路開拓に係る必要な資金は過大でないか ・営業計画は実現性があり、効果的なものとなっているか</p>
助成金	<p>詳細はハンズオン支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。</p>

6 注意事項

(1) 支援の実施

- ① プランコンサルタントによる経営相談等を実施する本事業は、貴社の取組や意思決定に対する情報提供や助言等となります。業務の代行や経営判断は致しかねますのでご了承ください。
- ② 支援を受けて行う本事業の利用事業者が行う行為の一切について、公社はいかなる責任も負いかねます。自社の責任において、本事業の支援をご利用ください。
- ③ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるものは、特段の事情がある場合を除き、原則、参加いただきます。
- ④ 支援は全て日本語で実施いたします。通訳等が必要な場合は、ご自身で準備いただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 支援の変更または中止

- ① 申請内容を著しく変更する場合または中止する場合、変更・中止承認申請書を公社にご提出いただき、承認を受ける必要があります。
- ② 支援事業者の代表者等（名称・所在地・代表者名等）の変更をしたときは、変更届を速やかに公社にご提出いただく必要があります。

(3) 支援決定の取り消し

支援事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき
- ② 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ③ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ④ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- ⑤ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- ⑥ 支援事業が予定の期間内に完了することが困難であると認められるとき。
- ⑦ 公社が支援事業者として不適切と判断したとき。申請内容と異なる事実が認められたとき。

7 申請に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下のとおり行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目的	(ア) 当会社からの行政機関への事業報告 (イ) 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
項目	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手段	電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記「目的」の「(イ)」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください

【支援対象外業種一覧】

業 種	摘 要
農業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については利用可 ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業かつ造加工設備を有するもの。 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可 ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可。 ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種 利用不可
漁業	全業種 利用不可
水産養殖業	左記業種については、原則利用不可だが、加工まで一貫して行う真珠養殖業については、利用可。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むものは、利用不可。
小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーター、ラブホテル等）を営むものは、利用不可。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むものは、利用不可。

業 種	摘 要
飲食業のうち右の① または②に該当する もの	① 風営法第 3 条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的 批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なものは、利用不可。 ② 風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているも ののうち、特に高級なものは、利用不可。
特殊浴場業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
娯楽業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競走場	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競技団	全業種 利用不可
パチンコホール	全業種 利用不可
ビンゴゲーム場	全業種 利用不可
射的場・スロット マシン場	全業種 利用不可
芸ぎ業	左記業種については、原則利用不可だが、置屋及び検番については、 利用可。
競輪・競馬等予想業	全業種 利用不可
場外馬券及び 車券売場	全業種 利用不可
芸ぎ周旋業	全業種 利用不可
興信所のうち身元調 査等個人のプライバ シーに係わる調査を 主に行うもの	全業種 利用不可
易断所・観相業	全業種 利用不可
相場案内業	全業種 利用不可
集金業・取立業	左記業種については、原則利用不可だが、公共料金またはこれに準ず るものに関する集金・取立業については、利用可。
学校	学校法人が経営するものは、利用不可。
宗教・政治・経済・文 化団体その他の非営 利事業及び団体	全業種 利用不可
上記の他、申請に係 る事業等の内容が、 本支援提供の適切さ	左記については利用不可 (例) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商 法)、催眠商法、靈感商法などの、本支援の提供先として適切でない

業 種	摘 要
<p>について疑義を生じさせる恐れがあると認められるもの</p>	<p>判断する業態を営むものである場合 (例) 商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合</p>